

「地方交付税算定に関する指定都市市長会要請」活動記録

- 1 提言日 令和5年4月21日（金）
- 2 場 所 中央合同庁舎2号館
- 3 要請先 尾身 朝子 総務副大臣
- 4 要請者 千葉市長（総務・財政部会副部会長） 神谷 俊一
- 5 要 旨

<千葉市長>

- 「地方交付税算定に関する指定都市市長会要請」に基づき説明。

<尾身 総務副大臣>

●要請項目1（臨時財政対策債）について

- 普通交付税の算定における臨時財政対策債の配分については、財政力の高い団体は一般的に地方債による資金調達力が高いことを勘案して多く配分することとしており、そのうえで、指定都市においては、その他の市町村よりも財政規模が大きい傾向にあることなどを踏まえて算定しているところ。
- 地方財政の健全化のために、臨時財政対策債に頼らない財政構造を確立することが重要であると考えておらず、地方税などの歳入の増加に努め、国の取組みと基調を合わせた歳出改革を行うことにより、財源不足額を縮小し、臨時財政対策債の抑制に努めているということをご理解いただきたい。

●要請項目2（特別交付税）について

- 特別交付税の算定における財政力補正などについては、限られた特別交付税の総額を全地方団体に衡平に交付するという観点から行っているものであり、一定の合理性が担保されている必要があると考えているところ。
- そのうえで、令和5年度特別交付税の算定にあたっては、指定都市を含め、各地方団体の財政事情を丁寧に把握するよう努めていく。
- 指定都市のような大規模な地方団体でも、個別の事情をしっかりと把握していく必要があるものと承知したので、しっかりと検討させていただく。



地方交付税算定に関する指定都市市長会要請

人口や産業が集積・集中している指定都市においては、圏域の中枢として必要となる都市基盤の維持や地域経済の活性化に努めているが、扶助費の増加や公債費の高止まりなど、歳出が増加傾向にあることに加え、直近では、原材料価格の上昇や円安の影響に伴う物価高騰等の社会経済情勢の変化への対応のほか、引き続きの新型コロナウィルス感染症への対応など、財政運営は一層厳しい状況に置かれている。

一方、国から明確な理由や根拠が示されないまま、現在においても、財政措置の一部に、指定都市であるという理由で、他の市町村と異なる取扱いが行われており、指定都市の財政需要にそぐわない算定方法となっている。

については、指定都市が今後も圏域における中枢都市として日本を牽引するエンジンの役割を果たしていくためには、安定的な財政基盤を確保することが不可欠であることから、下記のとおり要請する。

記

- 1 臨時財政対策債について、指定都市は他の市町村に比べて財源不足額に対する割合が高く算定されているが、本来、財源不足額は地方交付税で対応すべきものであることに加え、市債残高管理及び資金調達の観点からも課題であることから、廃止されるまでの間においては、指定都市に過度な配分を行わないよう、算定方法を見直すこと。
- 2 特別交付税について、公営企業関係経費などの項目において、大都市であるが故に多額に生じている経費があるにもかかわらず、指定都市であるという理由で、財政力補正や他の市町村と異なる算入率が適用されていることから、実態に即した算定方法に見直すこと。

令和5年4月21日
指 定 都 市 市 長 会